

## 豊川市豊川公園野球場ネーミングライツ取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊川市広告掲載要綱（平成18年10月13日施行。以下「要綱」という。）の規定に基づき、豊川市豊川公園野球場に愛称（企業名、商品名等）を付けることができる権利（以下「ネーミングライツ」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(名称の基準)

第2条 使用することができる愛称の基準は、要綱第6条に定めるところによる。ただし、要綱第6条第12号のうち法人の名刺広告は除く。

(看板等の設置)

第3条 第8条の規定によりネーミングライツを取得した者（以下「ネーミングライツパートナー」という。）は、前条の規定に基づき使用する愛称を記載した看板等を製作し、市や関係機関と協議のうえ、自らの責任において敷地内外に看板等の設置を可能な範囲で行うことができる。撤去する場合も同様とする。

(愛称の使用期間)

第4条 愛称の使用期間は、3年間とする。ただし、豊川市（以下「市」という。）及びネーミングライツパートナーの合意により更新することを妨げない。

(ネーミングライツパートナーの募集)

第5条 ネーミングライツパートナーの募集は、豊川市ホームページ等を使用して行うものとする。

(ネーミングライツの申請、変更申請手続等)

第6条 ネーミングライツを取得しようとする者は、ネーミングライツ応募申込書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添付して応募するものとする。

(ネーミングライツパートナーの選定等)

第7条 市長は、前条の規定による応募があったときは、豊川市広告掲載基準（平成18年10月13日施行。以下「掲載基準」という。）及び別で定める

審査基準に基づき審査し、ネーミングライツパートナーの候補者を決定する。

2 市長は、ネーミングライツパートナーを選定したときは、その結果について前条の申請者に対し選定結果を通知（様式第5号、第6号、第7号）する。

（ネーミングライツパートナーの決定・契約締結）

第8条 市長は、前条第1項に基づく審査結果をもとに、得点が最も多かった応募者（以下「優先交渉権者」という。）と細部について協議し、合意に至った場合、当該優先交渉権者をネーミングライツパートナーとして決定し、候補者に対し決定通知書（様式第8号）により通知する。

2 市長は、合意の可能性がないと判断した場合には、協議を打ち切り、次点以下の交渉順位に沿ってネーミングライツパートナーの決定に向けた協議を行い、合意に至った場合、当該優先交渉権者をネーミングライツパートナーとして決定し、候補者に対し決定通知書（様式第8号）により通知する。

3 市長は、前二項の規定によりネーミングライツパートナーを決定した場合は、必要な事項を定めた契約を締結するものとする。

（費用負担等）

第9条 看板等の設置の費用及び愛称の使用期間の終了若しくは看板等の設置の必要がなくなった場合の撤去費用については、ネーミングライツパートナーが負担するものとする。

2 看板等の撤去作業等により施設に破損が生じた場合は、ネーミングライツパートナーが原状に復するものとする。

（愛称の変更）

第10条 ネーミングライツパートナーは、社名変更などやむを得ない事情により使用する愛称及び、設置した看板等の変更を希望する場合には、豊川市豊川公園野球場愛称等変更申請書（様式第9号）により変更を希望する日の30日前までに市長に申し出なければならない。

（愛称の変更決定）

第11条 市長は、前条によりネーミングライツパートナーから愛称の変更について申し出がされたときは、掲載基準に基づき審査し、愛称変更の可否を決定する。

2 市長は、愛称変更の可否を決定したときは、その結果についてネーミングライツパートナーに対し、豊川市豊川公園野球場愛称等変更採択・不採択決定通知書（様式第10号）により通知する。

（ネーミングライツパートナーの取消・契約解除）

第12条 市長は、ネーミングライツパートナー決定後及び契約締結後に、応募資格要件を欠くことが判明した場合や社会的信用を損なう行為により、当施設のイメージが損なわれる恐れがある場合など、ネーミングライツパートナーとして適当でないと認められるときは、ネーミングライツパートナーの取消及び契約の解除ができるものとする。その場合、原状回復に必要な費用等は、ネーミングライツパートナーが負担するものとする。

なお、市の事情や市の責による契約の内容に適合しない事由の発生により、ネーミングライツの維持が困難となり、契約を解除した場合についての原状回復に必要な費用は、市が負担するものとする。

2 市長は、前項の規定によりネーミングライツパートナーの取消及び契約の解除をしたときは、ネーミングライツパートナー取消通知書（様式第11号）により通知するものとする。

（損害賠償請求）

第13条 市長は、前条に該当する事由により市が被害を被った場合は、ネーミングライツパートナーに対し、損害賠償請求を行うことができるものとする。

（ネーミングライツ取得の取り下げ）

第14条 ネーミングライツパートナーは、自己の都合によりネーミングライツ取得を取り下げることができるものとする。

2 ネーミングライツパートナーは、前項の規定によりネーミングライツ取得を取り下げるときは、豊川市豊川公園野球場ネーミングライツ取得取下届（様式第12号）によりネーミングライツ取得の取り下げを希望する日の30日前までに市長に申し出なければならない。

（ネーミングライツ料の還付）

第15条 すでに納付されたネーミングライツ料については、原則、還付しな

いものとする。ただし、ネーミングライツパートナーの責めに帰すことができない事由により、契約の解除に至る場合には、契約期間の残期間に相当するネーミングライツ料を還付する。

- 2 前項ただし書の規定により還付するネーミングライツ料には、利子を付さない。

(ネーミングライツパートナーの責任等)

第16条 愛称及び設置した看板等に関する一切の責任は、ネーミングライツパートナーが負うものとする。

(愛称使用期間更新の申請等)

第17条 ネーミングライツパートナーは、使用期間の更新を希望するときは、豊川市豊川公園野球場ネーミングライツ使用期間更新申請書(様式第13号)に市長が必要と認める書類を添付して、当該契約期間満了の6月前までに、市長に申請するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、掲載基準及び審査基準に基づき審査し、期間更新の可否を決定する。

- 3 第8条第1項の規定は、前項により決定した結果の通知について準用する。

- 4 前項の規定に基づき期間の更新をしたときは、第5条の規定に基づく募集の手続は行わないものとする。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年1月4日より施行する。